

御坊市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱

御坊市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱（平成29年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、老朽化により周辺に危害を及ぼす可能性がある空家の除却を推進し、市民の安全の確保及び住環境の向上を図ることを目的として、当該空家の除却工事に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において御坊市老朽危険空家除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、御坊市補助金等交付規則（昭和53年規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象建築物）

第2条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「老朽危険空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市内に存するもの
- (2) 居住の用に供されなくなった日から概ね1年以上経過しているもの
- (3) 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの（共同住宅、寄宿舎及び営利を目的として反復継続的に賃貸の用に供する集合住宅を除く。）
- (4) 別表に定める建物の不良度の判定（以下「不良度判定」という。）基準による各評点の合計が60点以上であるもの（各評点の合計が100点未満のものは、耐震性能を有しないものに限る。）
- (5) 公共事業による移転、建替等の補償契約を締結していないもの
- (6) 御坊市住宅耐震改修事業補助金（現地建替）の交付を受けていないもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（法人を除く。）とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 老朽危険空家について、所有者として登記簿に記載されている者
 - イ 老朽危険空家について、所有者又は納税義務者として固定資産税家屋台帳に登録されている者
 - ウ 前2号に規定するいずれかの法定相続人である者
 - エ その他市長が認める者

- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 御坊市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者
（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の規定による登録を受けた者が請け負う工事
- (2) 市内に本店、支店等の事業所を有する業者（個人事業者を含む。）が請け負う工事
- (3) 老朽危険空家の全てを除却する工事
- (4) この補助金の交付決定後に契約し着手する工事
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する工事に要する費用とする。ただし、附帯する工作物の除却及びその処分費用、動産の移転費用その他老朽危険空家除却に直接関与しない費用を除く。
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 不良度判定基準に基づく評点が100点以上のもの 前条に規定する補助対象経費の総額又は国土交通大臣が定める標準除却費に老朽危険空家の延べ床面積を乗じて得た額のうちいずれか少ない金額に5分の4を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、80万円を上限とする。
- (2) 不良度判定基準に基づく評点が60点以上100点未満かつ耐震診断の結果耐震性能が不十分なもの 前条に規定する補助対象経費の総額又は国土交通大臣が定める標準除却費に老朽危険空家の延べ床面積を乗じて得た額のうちいずれか少ない金額に100分の23を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、40万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、御坊市老朽危険空家除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる全ての書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施（変更）計画書兼同意・誓約書（様式第2号。以下「実施計画書」という。）
- (2) 位置図及び建物平面図（延床面積及び対象床面積が確認できるもの）
- (3) 除却に係る工事の見積書の写し（内訳明細書を含む。）
- (4) 除却工事施工者の建設業法第3条第1項の規定による許可証の写し又は建設リサイクル法第21条第1項の規定による登録証の写し
- (5) 市税の完納証明書（本市に納税義務がある場合に限り。）
- (6) 耐震診断結果報告書の写し（保有する場合に限り。）
- (7) 土地所有者の同意書（様式第3号）（老朽危険空家が借地に存する場合に限る。）
- (8) 代表者である宣誓書（様式第4号）（所有者又は法定相続人が複数いる場合に限り。）
- (9) 各権利者の同意書（所有権以外の権利の設定がある場合に限り。）
- (10) 委任状（様式第5号）（補助金申請から請求までに至る手続を代理人に委任する場合に限る。）
- (11) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、不良度判定及びその申請内容を審査し、次に掲げる方法で交付申請者に通知しなければならない。

- (1) 補助金の交付を決定するとき 御坊市老朽危険空家除却事業補助金交付決定通知書（様式第6号。以下「交付決定通知書」という。）
- (2) 補助金の不交付を決定するとき 御坊市老朽危険空家除却事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請内容の変更)

第10条 交付決定者は、第8条の規定による交付決定通知書を受けた後において、当該補助対象工事の変更をしようとする場合は、あらかじめ御坊市老朽危険空家除却事業補助金変更承認申請書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と認められるものについては、この限りでない。

- (1) 工事の変更内容等を明らかにする書類
- (2) 実施計画書
- (3) その他市長が必要と認めるもの
(変更の承認)

第11条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、その申請内容を審査し、御坊市老朽危険空家除却事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知しなければならない。

(申請内容の中止)

第12条 交付決定者が、交付決定後に当該補助対象工事を中止しようとするときは、御坊市老朽危険空家除却事業中止届出書（様式第10号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(工事完了報告等)

第13条 交付決定者は、除却工事の完了後、速やかに御坊市老朽危険空家除却事業完了報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事請負契約書の写し
- (2) 除却に要した経費の支払を証する領収書の写し
- (3) 工事写真（竣工状況、工事中の分別解体等補助対象工事の内容が確認できるもの）
- (4) 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出書の写し
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの
(交付額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、御坊市老朽危険空家除却事業補

助金確定通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求及び支払）

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、御坊市老朽危険空家除却事業補助金（代理受領）交付請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、遅滞なく交付決定者に補助金を支払うものとする。

（代理受領）

第16条 交付決定者は、前条第1項の規定による補助金の受領を、当該除却工事を実施した者に委任する方法により行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還をさせることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

ア 住宅（鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）の不良度の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の腐朽又	床	根太落ちがあるもの	10	100
		根太落ちが著しいもの又は床が傾斜し	15	

は破損 の程度	基礎、土 台、柱又 ははり	ているもの		
		柱が傾斜しているもの、土台又は柱が 腐朽し、又は破損しているもの等小修 理を要するもの	25	
		基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜 が著しいもの、はりが腐朽し、又は破 損しているもの、土台又は柱の数カ所 に腐朽又は破損があるもの等大修理を 要するもの	50	
	外壁又は 界壁	基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損 又は変形が著しく崩壊の危険のあるも の	100	
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損 により、下地の露出しているもの	15	
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽若しくは 破損により、著しく下地の露出してい るもの又は壁体を貫通する穴を生じて いるもの	25	
	屋根	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損 により、著しく下地の露出してい るもの又は壁体を貫通する穴を生じて いるもの	15	
		屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれが あり、雨漏りのあるもの	15	
		屋根ぶき材料に著しい剥落があるも の、軒の裏板、たる木等が腐朽したも の又は軒のたれ下がったもの	25	
	防火上 又は避 難上の 構造の 程度	屋根が著しく変形したもの	50	
外壁		延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		延焼のおそれのある外壁の壁面数が3 以上であるもの	20	
屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
排水設	雨水	雨樋がないもの	10	10

備				
---	--	--	--	--

備考 1の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

イ 鉄筋コンクリート造の住宅の不良度の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
構造一般の程度	基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	55
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の劣化又は破損の程度	床	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	80
		たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	
		たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
	基礎、柱、はり又は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	
		変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
		変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	

		するもの		
		変形又は不同沈下が著しく、崩壊の危険のあるもの	80	
	壁（耐力壁を除く。）	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	
		変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	
		変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
	外壁	外壁の仕上材料に浮きがあり剥落のおそれのあるもの	15	
		外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
	屋根	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨漏りのあるもの	10	
		たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
		たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 1 の評定項目につき該当評定内容が 2 又は 3 ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

ウ コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造の住宅の不良度の測

定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
構造一般の程度	基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	55
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の劣化又は破損の程度	床	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	80
		たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	
		たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
	基礎、柱、はり又は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	
		変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
		変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
		変形又は不同沈下が著しく、崩壊の危険のあるもの	80	
	壁（耐力壁を除く）	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	

	く。)	るもの		
		変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	
		変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
	外壁	外壁の仕上材料に浮きがあり剥落のおそれのあるもの	15	
		外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
	開口部	開口部上部のまぐさに構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は漏水があるもの	10	
		開口部上部のまぐさにさび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
	屋根（小屋組が木造の場合	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨漏りのあるもの	10	
	はアの表を適用する。）	たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
		たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 1 の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。